

(HP 掲載用)

量類公正競争規約作成連絡会 第 14 回合同委員会の概要

日 時：平成 28 年 12 月 14 日（水）13：30～16：45

場 所：中央合同庁舎 4 号館 1221 号室

出 席：関係団体

全日本量事業協同組合 6 名、全国量材料卸商組合連合会 3 名、全国い製品卸商業団体連合会 1 名、全日本 JIS 量床工業協同組合 2 名、全国い生産団体連合会 1 名、全日本 ISO 量振興協議会 4 名、全国量材商社会 1 名

：オブザーバー

日本建築士会連合会、日本繊維板工業会、押出発泡ポリスチレン工業会、大建工業株式会社、極東産業株式会社、消費者庁、経済産業省、農林水産省

議事に先立ち、消費者庁及び農林水産省から以下のコメントがあった。

消費者庁からは、各団体の会員から、団体が行った規約の説明会での発言や配付資料について問い合わせがあること、発言内容や資料に誤りのある場合は訂正し、正しい情報の周知を徹底するようコメントがあった。なお、問合せのうち誤って伝わっていた情報は以下のとおり。

- ・規約に加盟しないと、量屋としての商いができなくなる
(公正競争規約へ加盟しなくても商いを行うことは可能)
- ・既存の組合に加盟しないと、規約を運営する会員になれない
(まだ協議会の会則はないが、規約を守る意思がある者に対する加入制限は原則盛り込めない。)
- ・1月1日から規約が**施行**される
(施行ではなく、試行であり、また、連絡会として実施する試行開始日は未定)
- ・規約が認定された場合、会員、非会員を問わず規約違反に対して罰則が適用される
(規約が認定された場合、規約違反に対する罰則は会員にのみ適用される)

農林水産省からは、連絡会会員から「一部の団体の都合の良いよう物事を決めるなど、連絡会の運営方法や規約の内容に問題が多い」、「連絡会を一度原点に戻し、きちんとした議論の元で規約を作成し直してほしい」などの意見が寄せられていることを紹介し、現在、連絡会に所属している会員や、今後、規約に参加しようとする事業者に必要な混乱を与えることのないよう、連絡会の運営についても並行して議論をするようコメントがあった。

議事概要：

1 公正競争規約試行（案）について

○調査・広報委員会から、試行を実施する上での「前提条件」と「連絡手段の確立及び試行開始から検証までの手順」について説明があり、議論が行われた。合意事項、主な意見及び今後の検討事項は以下のとおり。

<合意した事項>

連絡会会員及び連絡方法について

- ・連絡会の会員募集は年内で一時停止し、再開は次回の総会以降とする。
- ・年内に受け付けた一般会員に対しては、往復はがきを利用してメーリングリストを作

成する。

- ・往復はがきの返信の宛先は連絡会事務局（神邊会長）とする。
- ・会員への情報発信の手段をメールやホームページなどとし、送料を負担する会員には郵送なども検討する。FAX は経費が掛かるため手段として用いない。

総会について

- ・通常総会は、来年4月を目処に開催することとなった。

試行について

- ・連絡会としての試行は総会後に行うこと。
- ・試行に用いる統一的な作業マニュアルは調査・広報委員会で作成すること。
- ・試行には多くの業者に参加してもらうこと。
- ・試行参加者からアンケート等で意見を集め、規約及びマニュアルの検証・修正を行うこと。
- ・アンケートの回収・集計は各団体で行い、調査・広報委員会へ届けること。
- ・各団体は、アンケート用紙（調査用紙）の原案を1月10日（火）までに調査・広報委員会へ提出すること。

<主な意見>

- ・試行を3回に分け、1回目は参加者を募って実施するという提案に対しては、試行は練習、検証、広報という目的があるため、多くの業者が試行に参加すべき。また、試行期間については区切らず継続すべき。
- ・試行参加者からの意見の聴取をアンケート形式で行うことは、アンケートの回答がおざなりになる場合が多く、反対。
- ・トレーサビリティの検証については、実際に帳簿を確認する必要があるため、アンケート調査にこだわり過ぎない方がよい。

<今後の検討事項>

次回の連絡会で検討するものは以下のとおり。

- ・試行に係る計画案及び予算案
- ・各団体が実施するアンケート（調査用紙）案
- ・連絡会及び協議会会則案

2 その他

- ・連絡会として実施する試行は総会後とするが、それに先立って各団体が個別に実施する「試行の試行」については「練習」等の表現とし、混乱を生じないようにすること。
- ・次回連絡会は2017年1月17日（火）13:30から行うこととなった。

以上